



市民の民主的権利と、市民の意見が反映する行政を 「神社庁がすすめる憲法改正署名」と「防災無線の今後の方向について」

最近、自治会長さんより2つの問題について自治会としてどう取り扱うのか相談がありました。それは、近くの神社関係者より依頼のあった「神社庁が行っている憲法改正署名」の取り扱いと、もう一つは市がすすめる「防災情報伝達システム」について自治会としてどう考えるかです。議員団としても考えてみました。

滋賀県神社庁などが憲法改正の署名をあつめることについて

手元に、滋賀県神社総代会会長と神社庁長名で各神社の総代に出された『美しい日本の憲法をつくる会』賛同者名簿の提出について」と題する文書があります。そしてその文書には「全国神社関係者は総力を結集し、憲法改正を必ず成し遂げよう」「美しい日本の憲法をつくる会」(共同代表櫻井よし子他二名)とともに憲法改正の要件である国会での発議とその後国民投票に備えて、1人でも多くの賛同者を募るべく、記入・提出にご協力をお願いします。」となっています。

またパンフレットには「あなたも美しい日本の憲法をつくる1000万賛同者に！」として「天皇の元首化」「憲法9条の改正」等が書かれています。
戦前の国家神道を忘れたのか

日本は戦前の国家神道の下で、中国や韓国に対する侵略戦争、また太平洋戦争でアジア2千万人、日本国民3百万人の犠牲を強いてきました。そのような反省の元現在の政教分離の憲法が定められました。

政教分離の原則に反する

このような中で、宗教の名を借りて、「憲法改正」という、国政の最も基本的なことをすすめることは、明らかに政教分離の原則に反します。

自治会を通じての署名は許されない

多くの自治会で「神社総代」を自治会長が兼ねています。自治会を通じてこのような署名を集めることは許されません。また公務員は憲法擁護の義務を負っています。

「美しい国、日本」は安倍首相のスロガン

今、安倍自公政権は憲法が禁じた集団的自衛権を認める「安保法制」を強行採決により成立させました。このような時期に憲法改正の運動をすすめることは、安倍政権の強行を認めることであり、絶対許されません。

今すぐ署名活動の中止を

自治会や神社組織を使った署名活動の中止を求めます。

『防災無線』

今後のあり方で市が提案

もう一つは防災無線についての対応です。市は、現在の防災無線が、旧町のシステムを引き継いだままで使い勝手の悪いシステムであることや、平成34年に現在のアナログ回線が使用できないことを前提に基本計画を策定しました。自治会内では不安や疑問が広がっています。市が提案している概要は、

- ① 個別受信機は廃止する
 - ② 地域放送運用は、スマートフォンやタブレットから可能にする。
 - ③ 回線は携帯電話通信網を利用し、米原独自の防災システムを構築する。
 - ④ 屋外スピーカーについては更新を行い、音達エリアを見直す。
 - ⑤ 戸別端末(タブレット等)は自治会長、広域避難所、福祉避難所に設置。要配慮者への設置は検討する。
- 平成28・29年で順次更新し、平成30年度で本格運用するとしています。

市民や自治会の納得が必要

しかし議会や住民説明会では長年戸別受信機で対応してきた経過やスマートフォンやタブレットを利用できない高齢者などに対する対応など不安の声がたくさん出されています。またタブレット端末が1台2万円〜4万円。月々の回線使用料が2千円など負担が大きいことも問題となっています。

また今回のシステムが全国4番目であることや他自治体では防災ラジオの活用など新たな運用がされているなど個別受信機の配布も含めて、もっと検討すべきとの声がでています。

当初は9月議会に議案を提出予定とされていましたが、自治会からの不安の声が大きく、見送られました。しかし12月議会には議案が提出される可能性があります。